



弁護士
江藤 寿美伶
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所司法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、刑事事件

裁判手続等のIT化が始まりました

～3つの「e」と今後の動向について～

弁護士 江藤 寿美伶

第1 はじめに

最高裁判所は、ウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用を、2020年2月から、知財高等裁判所及び全国8つの高裁所在地の地方裁判所で開始しました(このうち東京地裁は21か部、大阪地裁は12か部に限られています)。そして、2020年5月からは、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸の各地裁でも試行される予定です。

私は現在、東京弁護士会の民事訴訟問題等特別委員会の一員として、裁判手続等のIT化にかかる検討を行っている最中です。そこで本稿では、裁判手続等のIT化の内容とスケジュールについて、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

第2 IT化の具体的内容—3つの「e」について

1 これまでの経緯

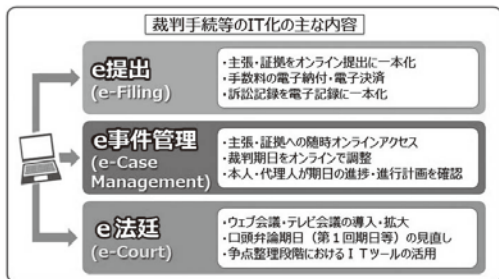
日本の民事司法における裁判手続のIT化に関しては、国際的にみて大きく遅れた状態にあるといわれています。例えば、世界銀行の2017年版Doing Businessの「裁判手続の自動化(IT化)」に関する項目では、日本に厳しい評価がなされました。そのため、政府の「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)において、迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討するとの方針が定められました。

この方針を承けて、2017年10月には内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」が発表されるに至りました。

2 3つの「e」について

当該取りまとめの中では、裁判手続等のIT化の主な内容としては、下記図1のとおり、①e提出(e-Filing)、②e事件管理(e-Case Management)、③e法廷(e-Court)の3つの「e」があると整理されています。

【図1】



① e提出

e提出(e-Filing)とは、現在は、紙媒体で裁判書類を提出する際には、原則として印刷した書面や証拠の写しを、裁判所と相手方に対し、FAXしたり、郵送・持参して提出している取り扱いを、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出を可能とすることです。上記取りまとめでは、提出方法をe提出に極力移行し、最終的には一本化(紙での提出を行わないこととする)ことが望ましいとされています。

② e事件管理

e事件管理(e-Case Management)とは、裁判所が管理する事件記録や事件情報について、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオン

ラインでアクセスすることを可能とすることです。上記取りまとめでは、期日の進捗状況等も確認できる仕組みが構築されることが望ましいとされています。

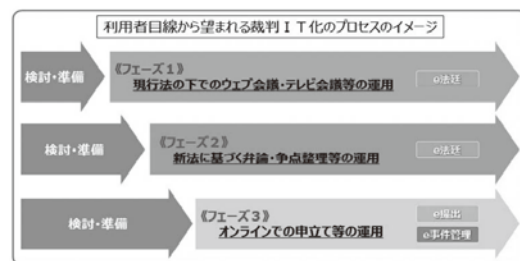
③ e法廷

e法廷(e-Court)とは、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議を活用することです。

第3 IT化の進め方について

当該取りまとめの中では、下記図2のとおり、民事訴訟法の改正が不要である、e法廷(e-Court)を利用した争点整理手続を「フェーズ1」として開始し、その後民事訴訟法を改正して、フェーズ2・3と、徐々に裁判手続等のIT化を進めることとしています。

【図2】



第4 最後に

すでに開始されているフェーズ1では、MicrosoftのTeamsを使用したウェブ会議を、民事訴訟法上の「書面による弁論準備」として行っています。ただし、当該期日では準備書面や証拠となる文書の写し等の提出はできますが、口頭弁論期日での手続ではないので、準備書面の証拠の取調べはできません。そのため、基本的に代理人は、裁判が終わるまでに少なくとも1回は、裁判所に出席する必要があります。

そこで、今年4月からの法務省法制審議会・民事訴訟法部会では、当事者双方ともが、一度も実際に裁判所に赴くことなく民事訴訟手続を行うことの可否やその方法について、さらに検討が進められることとなっております。この審議の結果、民事訴訟法改正の具体的な方向性が決まり、民事訴訟法改正案が国会に提出・可決・施行されて始めて、フェーズ2の段階になります。

しかし、裁判手続のIT化を実際の運用上も可能にするためには、民事訴訟法の改正だけでは不十分で、裁判所が、当事者から提出された書面、証拠の電子情報を受領及び保管できる独自のシステムを構築する必要があります。このシステムが完成し使用可能になると、ようやくフェーズ3の段階になり、3つのeを実現することが可能になります。

現在、順調にいけば2022年には改正民事訴訟法が成立し、2020年代の早い時期にはフェーズ3の段階になるとみられています。が、そもそも裁判手続等のIT化に反対する意見も根強くあることから、個人としては、それほど容易に話しが進まないのではないかと危惧しております。今後も動向がございましたら、皆様にご報告させていただきたいと思えます。

1 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」18頁から引用
2 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—3つのeの実現に向けて—」20頁から引用